

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例要綱（案）への意見

2015年4月12日

一般社団法人日本雑誌協会 人権・言論特別委員会委員長 田近正樹

今般、大阪市から「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例要綱（案）」（以下、「本条例要綱案」という）が示され、本条例要綱案に対して、一般から意見を募集するという。ヘイトスピーチに関する条例は、国内初であり、今後の日本全国の自治体の条例案に影響を及ぼすところ大であるうえ、国がヘイトスピーチに関する対処法案を策定する際にも少なからぬ影響があるものと思われるので、意見を申し述べておきたい。

昨今の「ヘイトスピーチ」「レイシズム」の過熱ぶりに対しては、我々出版に携わる者も憂慮し、反対の立場である。根絶すべきものと考えている。しかし、法学者などが指摘するように、「ヘイトスピーチ」を法令で規制しようとする場合、言論・表現の自由を侵害してしまう危険がある。本条例要綱案に関しても、以下の点について懸念されるので指摘したい。

*

（1）「I 総則 第2 定義」について

「ヘイトスピーチ」について、「(1) 目的」「(2) 表現内容又は表現活動の態様」「(3) 表現の場所・方法」の要件があげられ、「いずれにも」該当する場合をいうと定義されている。

(1)(2)(3)は、さらに細分され、そこにあげられた要件は「いずれか」を選択することになっている。定義に関して重層的に要件を設定してある点は、定義を厳密にしようという工夫の跡が感じられ、是としたい。

だが「定義1(1)ア」で「人種又は民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人の属する集団」を「特定人等」としている点についてはいかがであろうか。本条例要綱案が対象とするのは、「人種」「民族」に関するものに限定するということになる。だが、「ヘイトスピーチ」の対象は、「人種」「民族」だけではないだろう。実際、奈良の水平社博物館が街頭宣伝の標的になり、被差別部落出身の人々に差別的な発言や罵声が浴びせかけられたという事件が起こっている。「人種又は民族」の他に、「世系」や「性」なども加え、全体として「マイノリティ」の人々に対する行為であるとした方がよろしいのではないかと考える。

「特定人等」の定義を一文の中に注のような形で入れるのもよろしくない。重要な表現なので、「ヘイトスピーチに対する大阪市として とるべき方策について（答申）」にあるように、

きちんと一項目を立て「特定人等」の定義を明記すべきである。

また、何が「表現活動」の範疇に入るのか、本規定では分かりにくい。「2」で「次に掲げる活動を含む」とあるが、「表現活動」自体の明確な定義がされていないように思う。「表現活動」という定義規定を入れ、「表現活動」を具体的に例示した方が良い。

「定義」は言うまでもなく、法令の最重要部分である。この点、さらに十分な検討をしていただきたい。

(2) 「V 大阪市ヘイトスピーチ審査会」について

本条例要綱案では、「大阪市ヘイトスピーチ審査会（以下、「審査会」という）」を設け、「表現活動が措置対象であるかどうか」についてや、「表現活動が『ヘイトスピーチ』に当たるかどうか」について等、市長に対して意見を述べたり、調査審議できることになっている。とはいえ、最終的に判断を下すのは市長である。審査会については、市長の「付属機関」ではなく独立した第三者機関とし、公平性を担保したい。市長の決定に異議を述べられ、その場合には再審議するなど、第三者機関としての権限も強化すべきではないか。だだの付属機関では、市長の判断のアリバイ作りの機関に墮する危険がある。

(3) 「VI 雑則 第1 適用上の注意」について

「雑則」に、適用上の注意として「表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」とだけある。

表現の自由に関する保障規定との位置づけかもしれないが、特定秘密保護法第22条（この法律の解釈適用）と同じように「雑則」扱いである。特定秘密保護法においても、「報道・取材の自由」への「十分な配慮」や「出版・報道」の「取材行為」を「正当な業務」行為とするという規定は、「雑則」でしかない。この点についてはメディアを始め、法学者、弁護士等からさまざまな指摘や強い批判があったはずである。

本条例要綱案においては、「雑則」ではなく、「表現の自由の保障」等の見出しを立て、正式な条文とすべきである。

条文の文言も「侵害しないように留意しなければならない」ではなく「侵害してはならない」とすべきだ。

また、メディアへの恣意的な適用を避けるため、「第2項」として「取材・報道目的の表現、問題解決のため社会の実相を掘り起こす目的の表現等については原則として本条例要綱案は適用しない」という除外規定も設けていただきたい。

(4) 本条例要綱案が目指す条例の今後について

本条例要綱案そのものについての意見ではなく、今後について最後に申し上げる。

本条例要綱案で直截な「罰則規定」を取り上げなかったことについては評価したい。

「ヘイトスピーチ」対策としては、処罰以前に差別の実態調査やその社会的認知度を上げること、人権救済措置を整備することに重点を置くことが先決である。今後、問題解決のための指導や勧告などを検討する場合についても、重層的な措置が取れているかどうか、十分精査が必要だと考える。

*

他にも、論点はまだあると思われるが、条例案を作成するのであれば、以上の点を考慮のうえ、十分な議論を重ねていただくことを希望する。

以上